

国立大学法人京都大学役員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学役員退職手当規程（平成十六年達示第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（以下）」を「平成十六年達示第八十九号。以下」に、「で別に定める」を「各号に掲げる」に、「場合は」を「場合において、その者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の役員として引き続きいた在職期間には含まない。

第十條中「第十五条及び第十七条」を「第十四条及び第十六条」に改める。

附則
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。